

序章 第5次芦屋市総合計画について

1 総合計画策定の背景と目的

本市は、大阪と神戸の間に位置する高い利便性と、六甲山の緑や大阪湾、芦屋川などの自然環境と豊かな文化を有する、良好で個性ある居住環境に恵まれた都市です。

大正から昭和にかけて、交通機関の発達とともに流入人口が急増し大都市近郊の住宅都市へと変貌を遂げ、昭和15年（1940年）に芦屋市が誕生しました。昭和26年（1951年）には、「芦屋国際文化住宅都市建設法」が公布され、国際性、文化性あふれる住宅都市を目指してまちづくりを進めてきました。

しかし、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災によって、多くの尊い人命が奪われ、まちは甚大な被害を受けました。この危機に直面し、市民と行政が一体となって復興へ向けて努力を重ねたことにより、再び市民の安定した営みを取り戻し、新たなまちなみを築くことができました。

近年は、人口減少・少子高齢化の進展をはじめとして、ICT化、グローバル化など、市内外の社会情勢が大きく変わりつつあり、これらの変化は本市においても将来へ大きな影響を及ぼすと考えられます。新たな都市のありかたが求められる時代を迎え、これまでのまちづくりの考え方だけでは、豊かなまちの持続が困難になることが懸念されます。芦屋においては先人が築いてきたまちの魅力を継承しつつさらに高めていくことと、時代に合った手法やデザイン思考による地域課題の解決が、持続可能なまちとして将来世代への継承につながると考えます。そのためには従来の延長だけではなく、変革にもチャレンジする必要があります。

本市では、これまで4次にわたる総合計画を策定し、まちづくりを進めてきました。第4次総合計画の終了を迎え、上記のような背景を踏まえながら、新たな市民と行政のまちづくりの指針となる総合計画を策定します。

これまでの芦屋市総合計画の概要

芦屋市総合計画

計画策定年：昭和46年（1971年）

将来像：自然の美、人工の美、人間の美が調和した品位と風格のある個性豊かな住宅都市

芦屋市新総合計画

計画策定年：昭和61年（1986年）

将来像：誇りと愛着を感じる国際文化住宅都市

第3次芦屋市総合計画

計画策定年：平成13年（2001年）

将来像：知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市

第4次芦屋市総合計画

計画策定年：平成23年（2011年）

将来像：自然とみどりの中で絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

2 総合計画の役割と構成・期間

(1) 役割

総合計画は、市民と行政が共有するまちづくりの指針であり、行政運営の指針としての役割を担います。

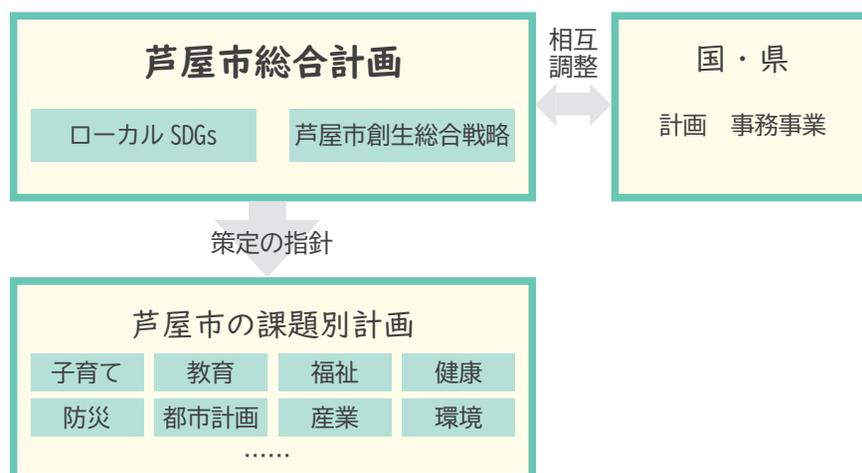
○まちづくりの指針

- ・市民と行政が目標を共有して共にまちづくりに取り組むための指針とします。

○行政運営の指針

- ・芦屋市行政の最上位計画であり、長期的、総合的かつ計画的な行政運営の指針とします。
- ・他計画等との関係において、総合計画は以下の役割を担います。

- ✓ 芦屋市のあらゆる分野のまちづくりの方向を示した課題別計画策定に際する指針
- ✓ 持続可能な開発目標の視点を取り入れた芦屋市でのSDGsの推進
- ✓ 国・県等が行う広域計画策定や事務事業実施に際する相互調整の指針
- ✓ 芦屋市創生総合戦略を一体的に取り込んだ効果的な地方創生の推進



(2) 構成・期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

○基本構想

- ・市のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示すものです。
- ・近年の社会経済情勢等の変化を踏まえ、基本構想の期間は10年とし、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までとします。

○基本計画

- ・基本構想を実現するため、必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示し、具体的な事務事業の基礎とするものです。
- ・効果的な推進に向け、中間年度で情勢の変化による見直しを行うため、基本計画の期間は前期、後期各5年とし、前期を令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）まで、後期を令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までとします。

○実施計画

- ・基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するため、長期財政収支見込みやその時々社会情勢を勘案したうえで、具体的な事務事業を明らかにするものです。
- ・実施計画の期間は3年として、1年を経過するごとに見直して毎年度策定します。

令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)
基本構想（10年間）									
前期基本計画（5年間）					:	:	:	:	:
					後期基本計画（5年間）				
実施計画（3年間）			:	:	:	:	:	:	:
実施計画（3年間）		:	:	:	:	:	:	:	:
		実施計画（3年間）			:	:	:	:	:
					実施計画（3年間）			:	:

(3) 総合計画と創生総合戦略との関係

総合計画は、市民・行政が共有する指針であり、行政運営の最上位の計画となるものであって、各施策分野の課題別計画とを併せてまちづくりを進めています。

創生総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年11月施行）に基づき、特に重要かつ喫緊の課題である人口減少・少子高齢化へ対応していくために、課題別計画の一つとして、人口ビジョンを示したうえで策定しています。

総合計画と創生総合戦略を一体として進めることで、施策の整合性を確保し実効性のある計画としています。

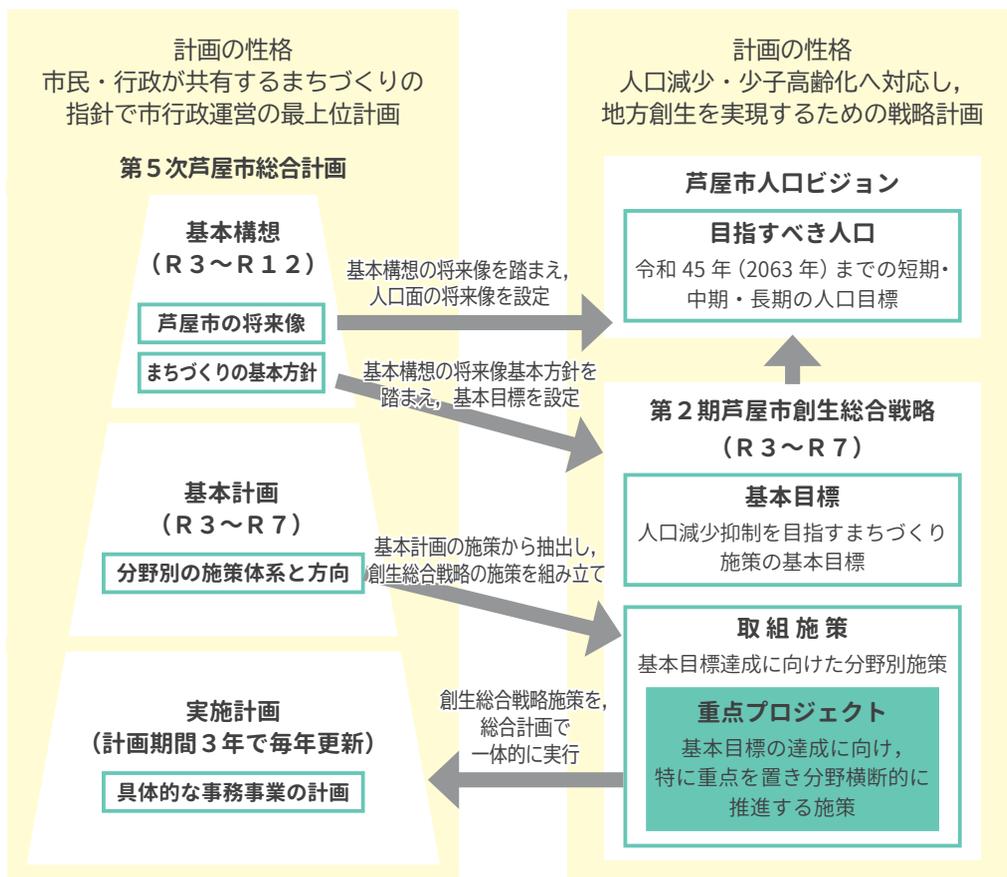
○人口ビジョン

人口ビジョンは、短期・中期・長期の人口の将来像を示します。

○創生総合戦略

創生総合戦略は、総合計画基本構想における将来像と基本方針を踏まえ、人口減少抑制に向けたまちづくり施策の基本目標を設定するとともに、基本目標の実現に向けて、基本計画の分野別施策と連動する施策を位置付けた取組施策に加え、特に推進するべき分野横断的な施策を設定した重点プロジェクトで構成しています。

総合計画と創生総合戦略の性格、構成と相互関係



3 芦屋市の今日と明日

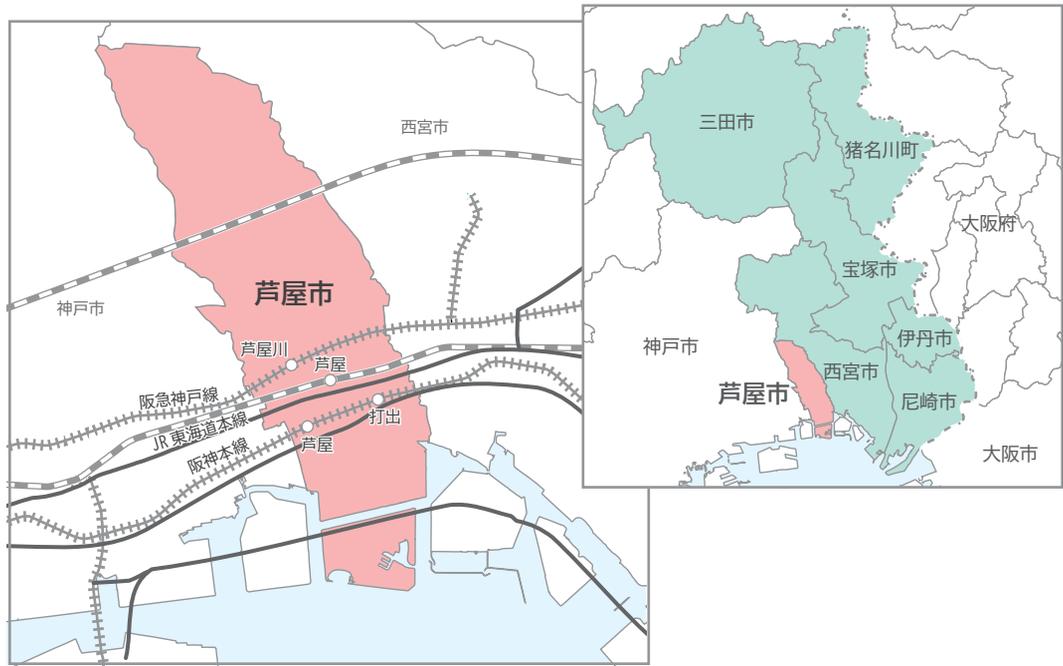
(1) 芦屋市はどんなまち

〇緑の山と青い海に包まれたコンパクトで利便性の高いまち

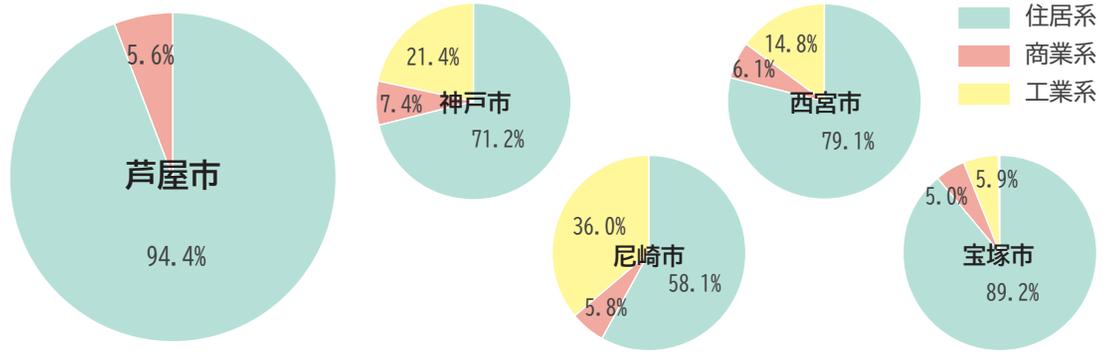
本市は、大阪と神戸のほぼ中央に位置し、面積約1,857haで、東西約2.5km、南北約9.6kmと南北に細長いまちです。北は六甲の山なみ、南は大阪湾に面し、気候温和な自然環境と交通の利便性に恵まれた立地条件などにより、古くから人が行き交い、暮らしが営まれてきました。

近代に入り、産業地域としてではなく、住宅地として発展し、質の高い住環境を備えた都市として、その名を全国に知られています。

芦屋市の位置



芦屋市並びに周辺都市の用途地域面積の構成



芦屋市は平成29年、他市は平成30年時点

○阪神・淡路大震災を乗り越え、市制施行 80 周年を迎えたまち

明治 22 年（1889 年）に町村制の施行で芦屋村・津知村・三条村・打出村の 4 村が合併し、精道村が誕生しました。昭和 15 年（1940 年）に行政区域はそのまま市制を施行し芦屋市となり、令和 2 年（2020 年）には市制施行 80 周年を迎えました。戦後の昭和 26 年（1951 年）には、特別法「芦屋国際文化住宅都市建設法」が定められ、その後のまちづくりに受け継がれる基本理念となっています。また平成 7 年（1995 年）の阪神・淡路大震災の被害とそこからの復興は、芦屋のまちづくりの方向を大きく変えるできごとでした。

芦屋市のまちづくりの沿革

明治

- 7 年 大阪・神戸間に国鉄（現 JR）が開通
- 22 年 町村制施行で芦屋村・津知村・三条村・打出村の 4 村が合併し精道村が誕生
- 38 年 阪神電鉄が開通し打出・芦屋の停留所を設置
- 41 年 阪神電鉄により家庭電気の供給が開始

大正

- 元年 神戸ガスにより都市ガスの供給が開始／芦屋郵便局が窓口事務を開始
- 2 年 国鉄（現 JR）芦屋を設置
- 8 年 耕地整理に着手
- 9 年 阪急電鉄神戸線が開通し芦屋川停留所を設置
- 12 年 精道村役場庁舎が完成

昭和

- 2 年 阪神国道（国道 2 号）が開通／「西宮都市計画区域」へ編入／松風山荘の分譲を開始
- 4 年 阪神国道バスが開通／六麓荘の開発が開始
- 10 年 下水道事業に着手
- 11 年 阪神水道企業団が設立
- 13 年 阪神大水害／奥山浄水場・村営上水道が完成し給水開始
- 14 年 芦屋川河川改修工事を開始
- 15 年 精道村が芦屋市となる
- 16 年 「芦屋都市計画区域」決定により西宮用途地域から分離
- 20 年 阪神大空襲
- 21 年 都市計画道路・公園等を都市計画決定
- 22 年 戦災復興土地区画整理事業を開始
- 23 年 芦屋市消防署が発足／芦屋市警察署を設置
- 26 年 「芦屋国際文化住宅都市建設法」を制定
- 27 年 芦屋市霊園に着手／市立芦屋病院を開設
- 31 年 芦屋庭球場が完成
- 35 年 芦屋市庁舎が完成／芦屋市旗を制定
- 36 年 芦有道路が開通
- 37 年 奥山の開発に着手
- 38 年 第 2 阪神国道（国道 43 号）が開通
- 39 年 芦屋市民憲章を制定
- 43 年 都市計画法が施行され高度地区を指定
- 45 年 阪神高速道路神戸線が開通／「阪神間都市計画区域」となる／ルナ・ホールが開館
- 46 年 芦屋市総合計画を策定／奥山貯水池が完成
- 47 年 体育館・青少年センターが開館
- 48 年 緑ゆたかな美しいまちづくり条例を施行／新都計画法が施行（用途地域及び高度地区を新たに指定）／若葉町の下水処理場が完成
- 50 年 芦屋浜埋立地の造成が完成（54 年から入居開始）
- 51 年 新築された市民センター別館で公民館が開館
- 54 年 国鉄（現 JR）芦屋駅北地区の再開発を開始（平成 10 年完了）
- 61 年 芦屋市新総合計画を策定
- 62 年 図書館を伊勢町に新築開館
- 63 年 谷崎潤一郎記念館が開館

平成

- 3 年 美術博物館が開館
- 6 年 阪神高速道路湾岸線が開通
- 7 年 阪神・淡路大震災
- 8 年 芦屋市都市景観条例を施行／震災復興事業に着手／環境処理センターを建替
- 9 年 南芦屋浜埋立地の造成が完成
- 10 年 震災復興公営住宅の入居開始
- 11 年 緑ゆたかな美しいまちづくり条例（昭和 48 年芦屋市条例第 1 号）の全部を改正
- 12 年 芦屋市住みよいまちづくり条例を施行／建築主事を置き特定行政庁となる
- 13 年 第 3 次芦屋市総合計画を策定
- 14 年 芦屋中央震災復興土地区画整理事業が完了
- 15 年 芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業が完了
- 16 年 「芦屋庭園都市宣言」／芦屋市総合公園が完成
- 17 年 芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業が完了／芦屋市都市計画マスタープランを策定
- 18 年 のじぎく兵庫国体開催
- 19 年 「芦屋市交通バリアフリー基本構想」策定／山手幹線が神戸市と開通
- 20 年 芦屋市緑の基本計画を策定／山手幹線が西宮市と開通
- 21 年 市域全域を景観地区に指定／緑の保全地区を指定／芦屋市消防庁舎建替え
- 22 年 芦屋川南特別景観地区を指定／山手幹線全線開通
- 23 年 第 4 次芦屋市総合計画を策定
- 24 年 芦屋市都市計画マスタープランを改訂／特別景観他区の区域及び名称変更（芦屋川特別景観地区へ）
- 26 年 景観行政団体に移行
- 27 年 芦屋市景観計画を策定
- 28 年 第 4 次芦屋市総合計画後期基本計画を策定／芦屋市屋外広告物条例を施行
- 29 年 芦屋市都市計画マスタープランを改訂

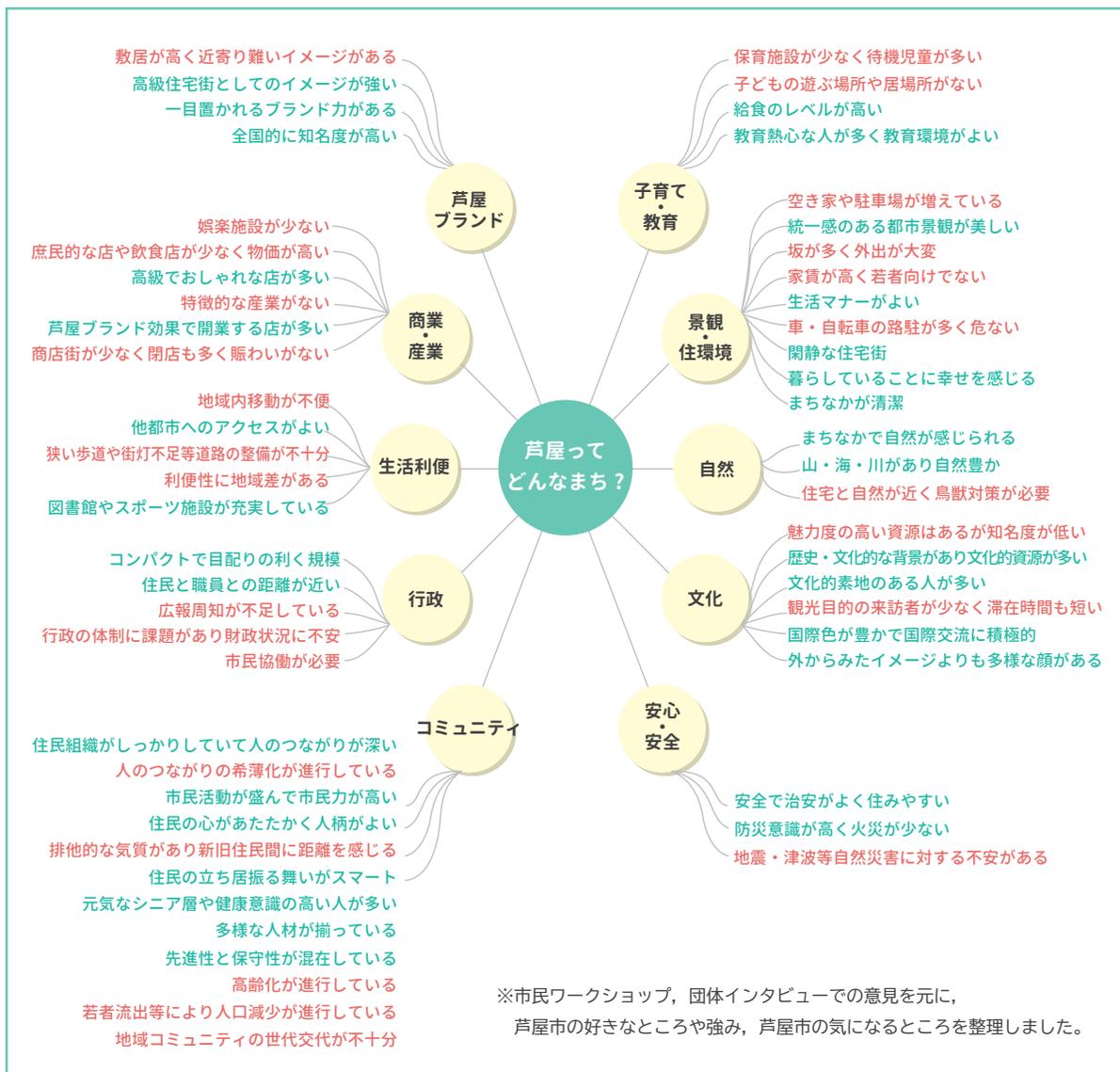
令和

- 2 年 芦屋市市制施行 80 周年
- 3 年 芦屋市都市計画マスタープランを改定

○豊かな暮らしの環境が整ったまち、多様で市民力の高いまち

市民が感じる芦屋らしさ、芦屋のよいところを、市民ワークショップと市内で活動する団体へのインタビュー結果から見ると、自然と文化が豊かでまちなみや景観がきれいで、交通が便利で生活環境が良い、コミュニティが緊密で人のつながりが深いといった、日々の豊かな暮らしを送る上での良好な環境が備わっていることがうかがえます。また、高級住宅地としてのイメージだけでなく、多様な顔のあるまち、文化的素地や活動力のある市民が多い市民力の高いまちといった側面もあります。

芦屋ってどんなまち？

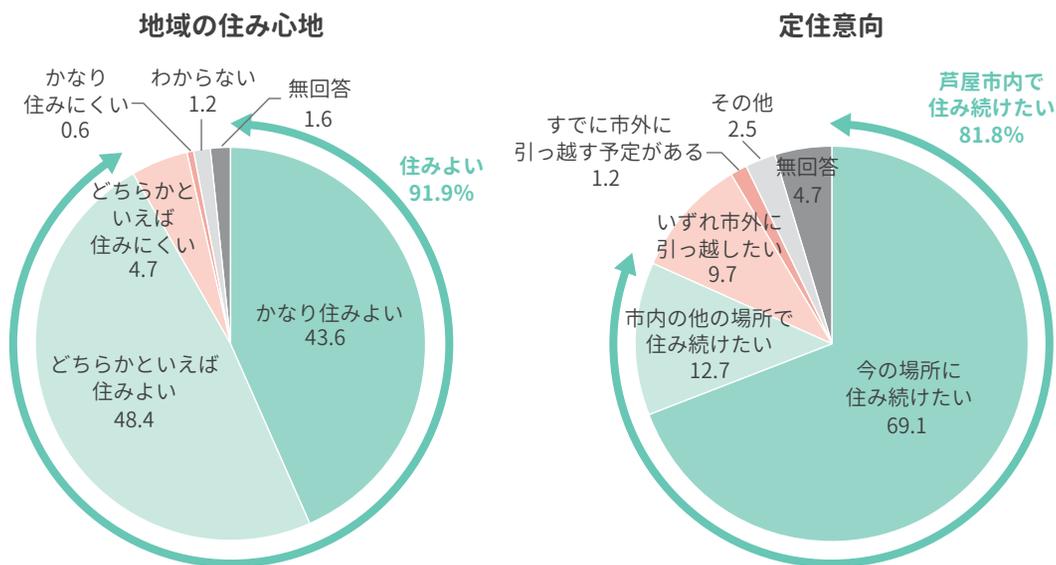


資料：芦屋市総合計画策定 project 市民ワークショップ 第1回検討結果、第5次芦屋市総合計画策定に向けた団体インタビュー結果

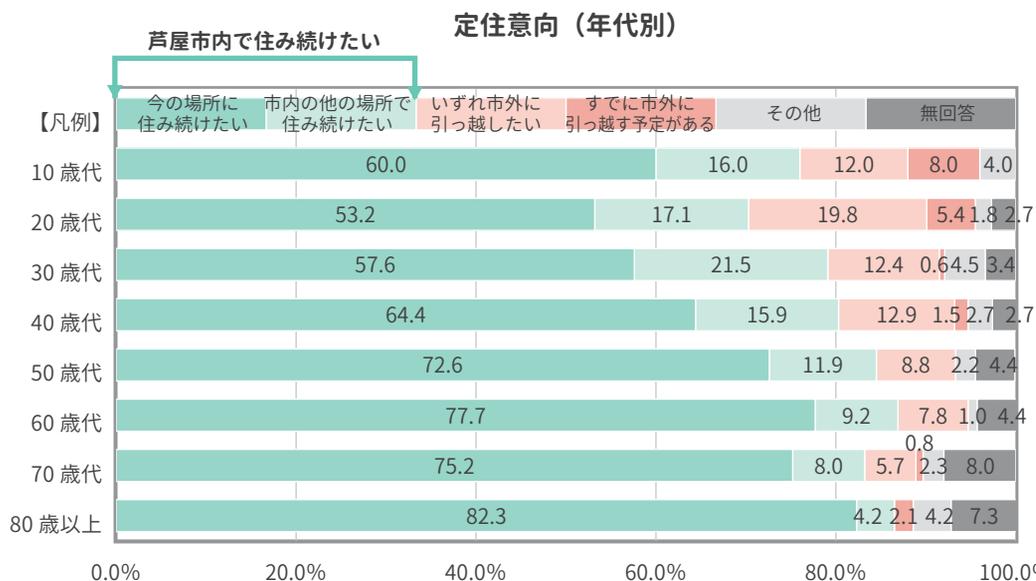
○多くの市民が住みよい、住み続けたいと感じるまち

市民アンケート調査結果からは、現在住んでいる地域（町，学区など）について、91.9%が「住みよい」（かなり住みよい+どちらかといえば住みよい）とし、また今後も芦屋市内へ「住み続けたい」とする人が81.8%に上ります。大部分の市民が、芦屋を住みよい、住み続けたいまちと認識していることがわかります。ただし、若い人ほど「住み続けたい」という比率が低く、世代間での受け止め方は少し異なるようです。

居住についての市民アンケート結果



資料：芦屋市のまちづくりについての市民アンケート調査結果（令和元年5月調査）



資料：芦屋市のまちづくりについての市民アンケート調査結果（令和元年5月調査）

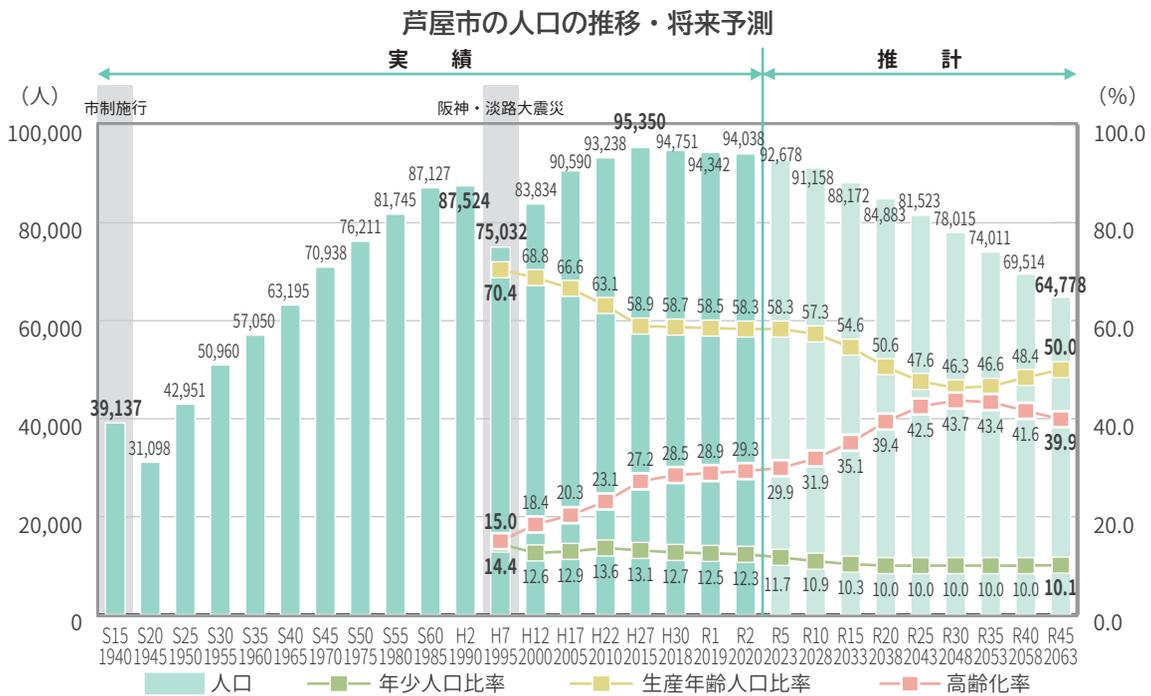
(2) 芦屋市を取り巻く環境の変化

○人口の減少と高齢化が着実に進む

本市の人口は昭和50・60年代に増加し、昭和63年（1988年）には88,623人とピークを迎えましたが、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災で75,032人にまで減少しました。その後、徐々に回復し震災前の人口を越えて伸びてきましたが、平成27年（2015年）の95,350人を最大として、現在はほぼ横ばいで推移しています。

将来人口推計によると、今後、人口減少傾向が続き、令和15年（2033年）には、約88,200人と震災前のピーク人口にまで減少し、高齢化率は35%を超えると予測されます。

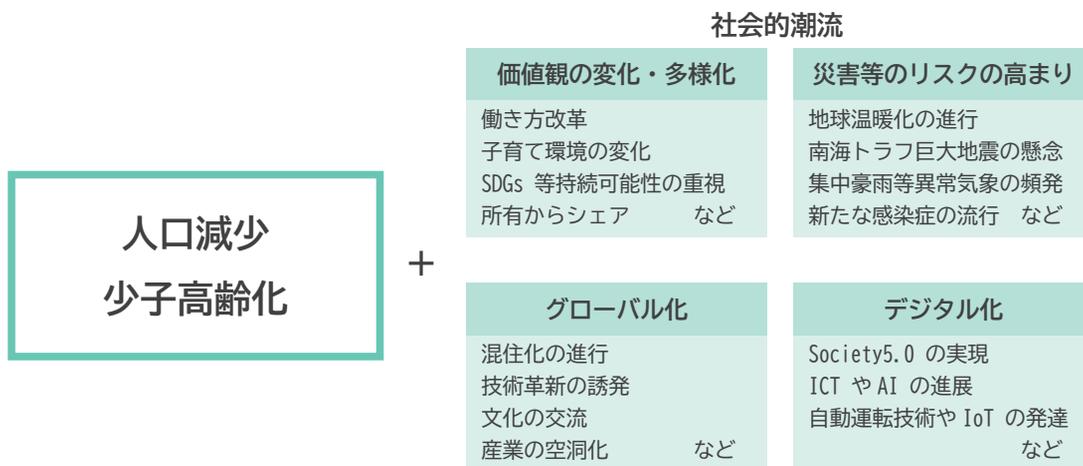
人口減少、少子高齢化が進むことにより、働き手世代の減少による地域経済、地域活力の低下やこれに伴う市税収入の減少、医療・介護等の社会保障関係経費の増加、空き家の増加や店舗の減少等、市民生活や市政運営に様々な影響が生じると考えられます。



資料：国勢調査（1940～2015）、国勢調査を基に住民基本台帳人口を用い推計（2018～2020）、芦屋市推計（2023～2053）

○社会の様々な側面での大きな変化がある

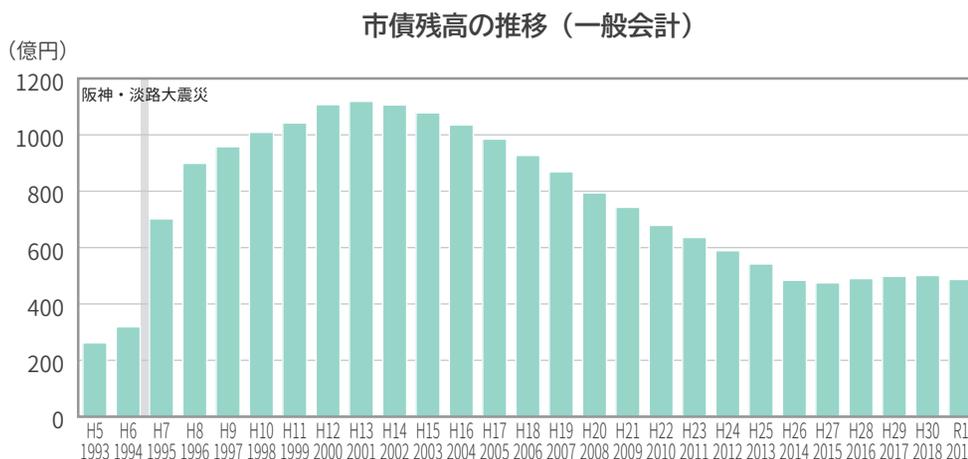
人口減少・少子高齢化以外にも、価値観の変化・多様化，地球温暖化の進行や災害の激甚化，新たな感染症の発生，グローバル化，デジタルトランスフォーメーション¹の加速化など，近年の日本や世界に生じている様々な社会潮流が本市にも大きな影響を及ぼします。



○財政構造に変化が生じる

本市は住民一人当たりの個人市民税額が全国でも極めて高い水準であり，安定した財政運営を進めてきました。しかし阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受け，公共施設やインフラ等の早期の復旧に多額の経費を要したことから財政状況が悪化し，平成 15 年（2003 年）10 月には「財政非常事態宣言」を出すまでになりました。この危機的状況に対応するために行政改革を進め，一時は 1,100 億円を超えていた一般会計の市債残高が平成 26 年度（2014 年度）には 500 億円を切るところまで回復してきました。

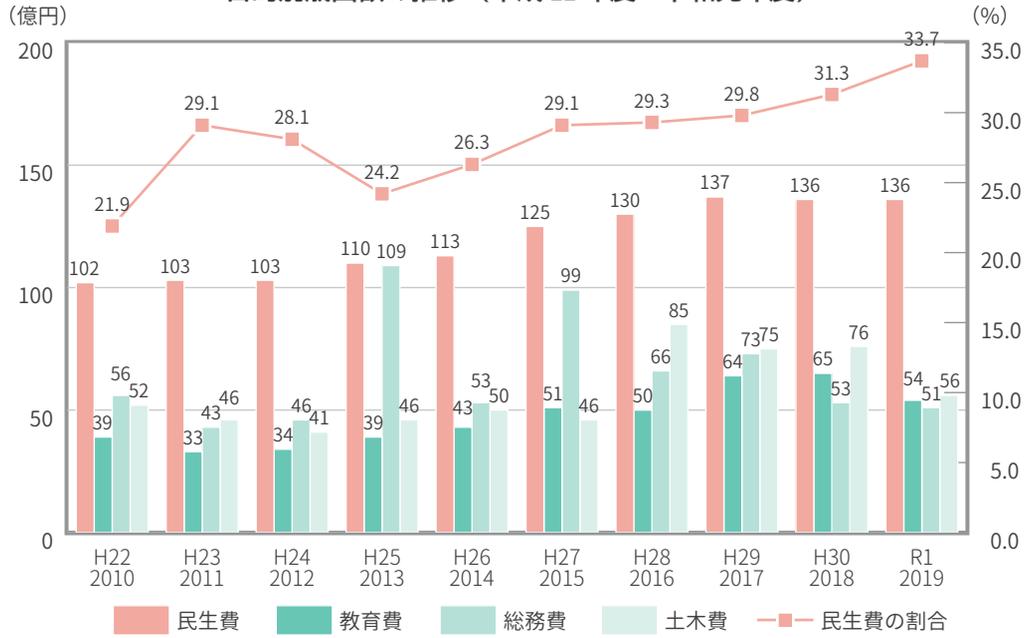
しかしながら，市民ニーズの多様化への対応，子どもを取り巻く環境の変化や保育需要の高まり，高齢化に伴う社会保障関係経費の伸び，道路・橋梁や学校といった公共施設等の都市インフラの老朽化に伴う費用の増大に加え，新型コロナウイルス感染症による生活様式や社会経済への影響が見通せないこともあり，今後さらに財政の厳しさが増すと考えられます。また，人口減少の進展に伴い，行政のスリム化が必要になる一方で，市が対応すべき課題が増加していくことが予想され，より慎重な財政運営が求められます。



資料：芦屋市財務統計

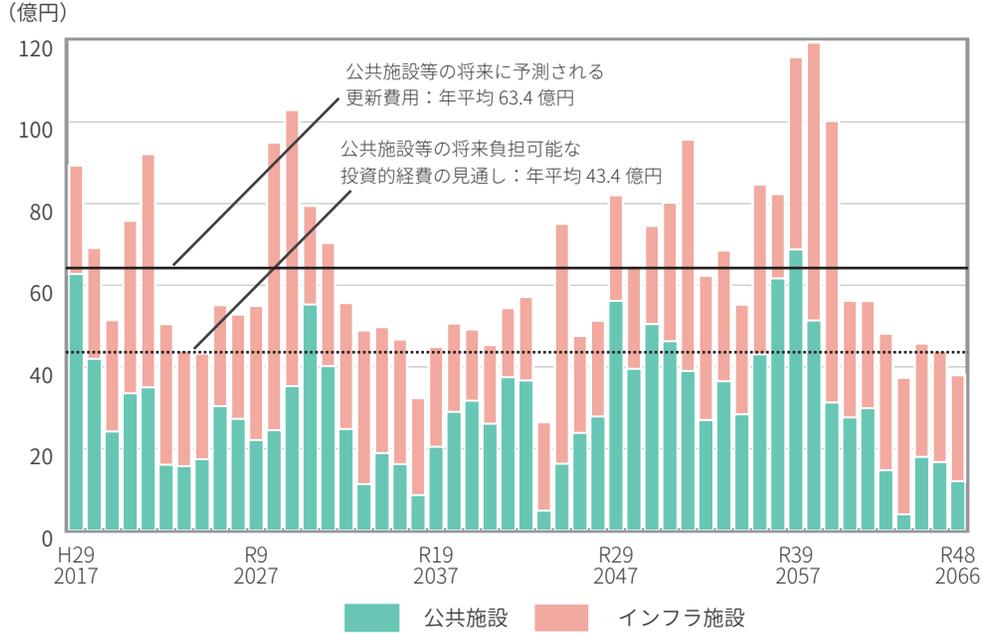
1 デジタルトランスフォーメーション：企業がビジネス環境の激しい変化に対応し，データとデジタル技術を活用して，顧客や社会のニーズを基に，製品やサービス，ビジネスモデルを変革するとともに，業務そのものや，組織，プロセス，企業文化・風土を変革し，競争上の優位性を確立すること。

目的別歳出額の推移（平成22年度～令和元年度）



資料：平成22年度～令和元年度決算資料

公共施設等（公共施設+インフラ施設）の将来更新費用試算結果（平成29年3月作成）



資料：芦屋市公共施設等総合管理計画

※作成時点の状況を基に試算しているため、今後変更となる可能性があります。

4 まちづくりの主な課題

○人口減少，少子高齢化を前提としたまちづくり

日本全体で人口減少，少子高齢化が進む中，阪神・淡路大震災での人口急減時期を除いて人口が増えてきた本市も，すでに人口減少局面に入ったと考えられます。これまでは人口が増え，それに伴ってまちが発展することが当たり前とされてきましたが，これからは人口が減少することを前提とし，過去の常識にとらわれない柔軟な発想でまちづくりに取り組んでいくことが求められます。

○地域の価値の持続的・発展的継承

多くの人に認められ，求められる本市のよさは，豊かな自然や文化を背景に先人の手により紡がれてきた住宅都市としての環境や市民の生活です。まちの姿は変わっていきませんが，継承されてきたまちの魅力，暮らしの質を，時代の変化に応じながら次世代，未来へと持続して発展させ，まちの価値をさらに高めていくことが求められます。

○まちづくりへの市民・事業者の参加と協働

本市においては，高齢者の増加，住民の入れ替わり，社会意識の変化等を背景に，市民のライフスタイルや価値観が多様化し，まちづくりニーズは一層拡大し複雑化しています。この状況に対応して課題を解決していくためには，課題に近い市民や事業者の参加が欠かせないものとなっています。一人一人の市民，一つ一つの事業者が，何ができるかを考え，地域団体や行政と連携し，それぞれの役割を果たしていくことが一層求められます。

○市外地域との広域的連携の推進

本市は阪神間に位置する居住条件に優れたコンパクトなまちであり，仕事・買物・医療などの日常生活，道路・鉄道・上下水道などの都市インフラ，文化・交流活動など，周辺地域との密接な関係を持ち，相互に影響を与えあっています。人・モノ・情報の動きが早く，遠く広がり，地域の境界が希薄になっていくなか，共通のまちづくり課題を持つ周辺の都市など，行政区を越えた広域的な連携を視野に入れ，効果的，効率的なまちづくりを進めていくことが求められます。

5 総合計画策定の基本方針

時代の変化を背景とする前記の課題を踏まえた新たな総合計画の策定にあたり、次の点に留意しています。

○市民と行政がビジョンを共有する

まちづくりの担い手として、市民と行政それぞれの役割があり、協働して持続可能な未来を創っていくことが今後ますます重要になることから、総合計画の基本構想が共通のビジョンとなるよう、情報共有を行い、多様な主体がネットワーク的に連携して取り組みます。

○SDGs、地方創生を含む総合的な計画とする

持続可能な社会づくりのための国際社会共通の目標であるSDGsの視点を総合計画に取り入れ、17の目標の中で特に関連性のある目標を基本計画の施策目標ごとに掲げることで、ローカルSDGsの達成を目指します。

また、本市の将来に向けた基本的課題である人口減少、少子高齢化に対応するための戦略である創生総合戦略を総合計画に取り込み、一体的に推進することで着実かつ効果的な取組を実現します。

○戦略的施策を推進する

都市経営資源を効果的かつ適切に運用することを目指し、基本方針に沿って主要課題に対応する施策の設定を行うとともに、特に分野横断的に取り組むべきプロジェクトを設定して積極的に推進します。

○情勢に応じた施策の推進を可能にする

計画に位置付けた施策の実現にあたっては、PDCAサイクルを基本とし、事実に基づく検証方法を取り入れながらその進捗状況を常にチェックし、取組の適切な改善を行うとともに、社会情勢の変化に応じて施策を柔軟に見直すことも視野に入れて推進します。

SDGs（エス・ディー・ジーズ）

～誰一人取り残さないまちの実現を目指して～

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された、令和12年（2030年）までに達成すべき持続可能な開発目標です。

貧困や不平等・不正義をなくし、地球環境を守るなど、持続可能な世界の実現のため「17の目標」と「169のターゲット（具体目標）」で構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っています。

